

◎新潟県告示第175号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年3月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 熱田坂大長谷線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
胎内市持倉字小木戸1881番8から	新	27.2～54.4メートル	75.8メートル
同市持倉字小木戸1881番8まで	旧	26.6～54.4メートル	75.6メートル